裁判員裁判の量刑判断における責任主義の形骸化を憂慮する意見書

1 大阪地裁2012年7月30日判決

2012年7月30日、大阪地方裁判所第2刑事部は、実の姉を刃物で殺害した殺人事件(裁判員裁判)において、被告人に対して、検察官の求刑(懲役16年)を上回る懲役20年の実刑判決を言い渡した。

本件は、アスペルガー症候群という精神障害を有していたとされる被告人が実姉を殺害した事件であり、検察官は、懲役16年を求刑し、弁護人は執行猶予付きの懲役刑を求めていた。

本判決は、懲役20年の実刑判決を言い渡したが、その理由において、本件犯行の計画性、 残虐性や結果の重大性、被害者遺族の処罰感情を重視し、執行猶予を求める弁護人の主張 を退けた。さらに、本判決は、被告人がアスペルガー症候群という精神障害を負っていた 事実を認定しながらも、「社会内で被告人のアスペルガー症候群という精神障害に対応で きる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないという現状の下では、再犯のお それが更に強く心配されるといわざるを得ず、この点も量刑上重視せざるを得ない。被告 人に対しては、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、 そうすることが、社会秩序の維持に資する。」と述べ、検察官の求刑を上回る量刑を正当 化している。

2 本判決の問題点

本判決は、アスペルガー症候群という発達障害に関する科学的知見について正確に理解することなく、再犯のおそれを安易に認定して、量刑上被告人の不利益に考慮しているものであり、障害を理由とする差別を容認しているともいうべき重大な誤りを犯していると言わざるを得ない。

本判決は、被告人の行為責任を超えて、被告人の発達障害に対応できる「受け皿」がないという被告人の責任ではない事情を被告人の刑を重くする事情として考慮しており責任主義に反する。

また、社会防衛的見地から被告人を長期間刑務所へ収容すべきという考えは、行刑上の 社会復帰の理念にも反し、危険な者を社会から隔離しようとする保安処分の考え方に通じ るものであり、人権保障上非常に危険な考え方である。

3 裁判員裁判における刑事上の基本原則の無視を危惧する

本判決は、「責任主義」という歴史的に形成された人権保障のための近代刑事法上の重要原則を無視したものであり、そのような判断を「健全な社会常識」の名の下に行ったと言わざるを得ない。

しかし、「健全な社会常識」といえども刑事法の解釈・適用において遵守することが求められる基本原則を無視することは許されない。刑の量定は、行われた犯罪行為の責任に応じてなされなければならないのが、刑事司法上の「責任主義」の大原則である。

刑事手続は、国家刑罰権の行使を可能な限り合理的に許容される範囲に抑制し、人権を保障するための手続である。そして、刑事手続においては、ときに世間の「常識」とは異なる思考を要請する。

本判決が有する問題点は、本件に関与した裁判員、裁判官のみにみられる個別的傾向ではなく、法律の専門的知識を有しない裁判員が関与する裁判員裁判一般に通ずる傾向であると思われる。本判決に示された刑事上の基本原則の無視は、被疑者、被告人の人権保障、適正手続の保障のために積み上げられてきた刑事司法の歴史を後退させるものであり到底容認できない。

- 4 当部会は、2011年12月に「裁判員制度の3年後『見直し』に向けた提言」(青年法律家・号外)を公表したが、その中で裁判員の量刑関与について、「裁判員に刑の量定まで行わせる現行制度は、裁判員裁判の実情を考慮した上で、十分な再検討を要するというべきである。」と指摘し、その中で以下のように述べた。
 - ① 第1に、刑の量定という作業は、刑事政策に関する専門的知見と経験を要する総合的判断であり、一般国民の社会生活とはかけ離れた課題であり、裁判員にはなじみにくい作業であると言えること。特に、我が国の刑法は法定刑の幅が著しく広いことに特徴があり、そうした法制度の下で刑事裁判や刑事政策に関して素人である裁判員が量刑まで行うことには、相当な無理があることが指摘されてきたこと。
 - ② 第2に、裁判員制度の趣旨が「国民の健全な社会常識(あるいは市民感覚)を裁判に 反映させる」ことにあるとすると、そこでの「市民感覚」とは、ともすれば、処罰感情や被害感情を量刑に反映させることを意味することになりかねないこと。

本判決は、当部会が指摘した上記の懸念が杞憂でないことを、図らずも示したものといえる。

裁判員制度施行3年経過を受けて、裁判員制度の検証が各方面で行われているが、青年 法律家協会弁護士学者合同部会は、本判決において顕在化した裁判員裁判の問題を含めて、 被疑者、被告人の人権保障の観点からの抜本的改善を求めていく。

> 2012年12月 8日 青年法律家協会弁護士学者合同部会 第 3 回 常 任 委 員 会